

【問合先】 桂川町立図書館 ☎65・4946

■初心者向け
「えんぴつ画」体験教室

【日時】 8月23日(日) 13時～16時
【場所】 町立図書館
【対象】 主に町内在住者または勤務者

【講師】 高倉房子氏
【内容】 えんぴつを使い、「花」を題材とした白黒写真のような作品を作ります

【その他】 参加費500円。8月7日(金)までに要申込(定員20人・応募多数時抽選)



■一日図書館員体験
参加者募集

【日時】 8月7日(金) 9時～16時
【場所】 桂川町立図書館
【対象】 町内の小学五・六年生
【持参物】 お弁当・水筒・エプロン・筆記用具
【その他】 7月26日(日)までに要申込(定員8人・応募多数時抽選)

◆新着図書 一部紹介◆

【一般】

▶リバース

湊かなえ／著者
株式会社講談社／発行所

▶やり残したこと

北野武／著者
株式会社ロッキング・オン／発行所

【児童】

▶えいっ

三木卓／作者
高島純／画家
株式会社理論社／発行所

▶名作よんでよんで

はじめての伝記 15話
西本鶏介／監修
株式会社学研教育出版／発行所



■: 休館日
○: おはなし会 (14時～)

7月					8月								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	④							①
5	6	7	8	9	10	⑪	2	3	4	⑤	6	7	⑧
12	13	14	15	16	17	⑱	9	10	11	⑫	13	14	⑮
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	⑲	20	21	⑳
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29

【開館】 平日: 9時30分～18時30分
日曜日: 9時30分～17時



マイナンバー制度

【問合先】 総務課 人事電算係 ☎65・1082

Q. マイナンバーは、いつから、誰が、どのような場面で使うの？

■平成28年1月からマイナンバーを利用します

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。その中でも、マイナンバーは法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

■国や地方公共団体などで利用します

国の行政機関や地方公共団体などで、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。このため、年金・雇用保険・医療保険の手続きや生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書などにマイナンバーの記載を求められることとなります。

■民間企業でもマイナンバーを取り扱います

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収をして税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社などでも、利金・配当金・保険金などの税務処理を行っています。

そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関に本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

マイナンバーは次のような場面で使います

- 毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村に提示
- 証券会社や保険会社に提示し、法定調書などに記載
- 勤務先に提示し、源泉徴収表などに記載